

(平成27年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であったので、父親の加護の下にあり、国民年金については父親任せであった。成人した頃、父親から、国民年金の保険料額は550円と聞いた記憶がある。学生が国民年金の強制加入となり、新聞をにぎわした頃は、父親と別居していたので、私が学生時代の国民年金保険料について、「全部支払ったよね。」と父親に電話で確認したところ、「全て支払った。」との返事もらった。

平成23年6月に会社を退職し、同時に実家に引っ越したが、時折、気になっていた私の学生時代の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付について父親と話をし、その際、「長男、後継ぎのお前の先々を考えた。国民年金の任意加入に必要な手続は全て行っており、払うべきものは遅延なく全て支払った。」との返事ももらっているので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

また、父親は亡くなる直前まで税理士に確定申告の依頼をしていたと思うので、申立期間について調査するほか、国税庁にも依頼して申立期間当時の記録を入手し、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後、引き続き厚生年金保険被保険者であったため、当該資格に係る手帳記号番号が基礎年金番号（平成9年1月

から開始された制度共通の番号)として継続して使用されており、23年6月の当該資格を喪失後においては、基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、国民年金の加入手続が行われた被保険者に払い出されるはずの国民年金手帳記号番号が、申立人に対しては、これまでに一度も払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が居住しているA市においても、申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は確認できない。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が作成されたとは考え難く、父親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、父親は亡くなる直前まで税理士に確定申告の依頼をしていたと思うので、申立期間について調査するほか、国税庁にも依頼して申立期間当時の記録を入手し、調査してほしいとしている。しかし、税理士によると、税理士事務所を開業したのは昭和54年頃であり、現在保管されている書類を確認したところ、父親から確定申告の依頼を受けていたのは平成10年頃からであるとしていること、及び父親の住所地を管轄する税務署によると、確定申告に係る書類の保存年限は通常7年としていることから、父親が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関する資料は残されているかどうか不明としており、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)の提出は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3810（愛知国民年金事案 43、1602、2351、3088、3449、3508、中部（愛知）国民年金事案 3591、3689 及び 3773 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年12月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和50年12月頃に加入手続をA市で行った。この時、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で3万6,500円の保険料を同市役所で納付し、その領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCであったことを記憶している。どの期間の保険料であるかは聞かなかったが、後日送付された国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が41年2月1日とされており、自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた。

これまで9回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているようにA市で加入手続を行った際、その場で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで9回、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時。平成25年5月以降は、年金記録確認中部地方第三者委員会）に申立てをしており、これら申立てにおいては、国民年金保険料が納付済みとされている昭和50年4月から同年12月までの期間を申立期間に含める（2回目、3回目及び5回目から9回目まで）、又は含めない（初回及び4回目）の違いはあるものの、その主張は、国民年金加入手続を行った同年12月頃にA市役所で申立期間の保険料（3万6,500円）を納付した記憶があるので、申立期間の保険料を納付

していたことを認めてほしいとするものである。

初回の申立てについては、年金記録確認愛知地方第三者委員会において、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月時点において、特例納付保険料及び過年度保険料を併用して申立期間の保険料を納付した場合、保険料額が約10万円となり、申立人の主張する3万6,500円とは大きく相違していること、ii) 当時、A市役所では特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったこと、iii) 申立期間のうち、48年4月から同年9月までは、50年12月時点では第2回特例納付の対象期間ではなく、時効により過年度保険料として納付できない期間であったことなどから、既に同委員会の決定に基づき、平成20年2月25日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

2回目の申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、A市から交付を受けた資料を提出し、3回目の申立てについては、申立期間の保険料を納付した領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCであったことを思い出したとして申立てをしている。これらに対して年金記録確認愛知地方第三者委員会においては、申立人が提出した同市から交付を受けたとする資料には、保険料の納付を示す記載は見当たらず、同市では、昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署に在籍していなかったとしていることから、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、既に同委員会の決定に基づき、平成21年7月23日付け及び22年7月28日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

4回目から9回目までの申立てについては、申立人から新たな資料及び情報の提供は無く、年金記録確認愛知地方第三者委員会の上記の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成23年8月24日付け、24年6月6日付け及び同年11月7日付けで、年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づき、25年7月24日付け、26年2月26日付け及び同年10月29日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回も申立人は、申立期間の国民年金保険料3万6,500円を納付した記憶があるとして10回目の申立てを行っているが、申立人の主張は年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から50年3月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの年金記録については、国民年金保険料が納付済みとされており、納付記録に問題は無い。

中部（岐阜）国民年金 事案 3811

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から57年6月まで

私は、婚姻（昭和51年1月）前に妻（当時は、婚約者）から国民年金に加入しなければいけないと言われ、A市役所の窓口で一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が用意したお金で当該窓口ではない別の場所で、未納とされていた2年分ぐらいを二人分一括で納付した。その場所で妻が保険料を一括納付したときは、一緒に話を聞いていたと思うが、妻に任せっきりであったので、その金額までは覚えていない。

その後は、送付されてきた納付書を妻から受け取り、金額は覚えていないが、国民年金保険料をA市役所又はB金融機関若しくはC金融機関の窓口で私が二人分を納付していた。しばらくして保険料の金額は少し上がったと思うが、引き続き納付書により納付していた。子供が生まれた昭和51年*月より後の同年秋頃からはC金融機関で口座振替を利用して保険料を納付しており、証拠となる領収書や預金通帳は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間に係る国民年金保険料納付についての口頭意見陳述において、i) 加入手続時に遡って保険料を納付した場所を、申立当初は「A市役所窓口」としていたものを、「A市役所の窓口ではない別の場所」に、ii) 加入手続時に遡って保険料を納付した金額を、申立当初は「二人分で20万円」としていたものを、「覚えていない」に、iii) 加入手続後の期間の定期的に納付していた月当たりの保険料額を、申立当初は「5,000円から7,000円ぐらいまで」としていたものを、「覚えていない」に、それぞれ主張を変更しており、申立期間当時の記憶は必ずしも明確ではないと言わざるを得ない。

また、オンライン記録における申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A市において夫婦連番で、婚姻（昭和51年1月）後の59年8月頃に払い出されたものと推認され、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人夫婦の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に、申立人夫婦共に20歳（夫は47年*月、妻は同年*月）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人夫婦は、申立期間において国民年金に未加入であったことから、国民年金保険料を納付することはできず、当該加入手続時期においても、申立期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人夫婦に対して納付書が送付されたとは考え難く、納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述のとおり、申立人夫婦は、国民年金の加入手続時に遡って国民年金保険料を納付した金額及び加入手続後の期間の定期的に納付していた月当たりの保険料額を、申立当初は「二人分で20万円」及び「5,000円から7,000円ぐらいまで」としていたものを、いずれも「覚えていない」と口頭意見陳述において変更している。オンライン記録によると、申立期間直後の昭和57年7月から58年12月までの保険料については、申立人夫婦共に59年10月以降、順次、過年度保険料として遡って納付されていることが確認できることから、当該期間の二人分の保険料額の合計は、19万8,900円となる上、当該期間以後の月当たりの保険料額は、昭和57年度が5,220円、58年度が5,830円、59年度が6,220円及び60年度が6,740円となり、これらは申立人夫婦の当初の主張とおおむね一致していることから、口頭意見陳述前の申立人夫婦の記憶はこの頃の保険料納付に関するものであるとも考えられる。

加えて、申立人夫婦は、国民年金保険料については、子供が出生（昭和51年*月）した年の秋頃からC金融機関で口座振替を利用して納付していたところ、A市によると、口座振替による保険料の収納は、昭和54年度から開始されているとしていることから、申立人夫婦が記憶する時期からは、口座振替を利用して保険料を納付することができない。

その上、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立人夫婦に係る申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から57年6月まで

私は、婚姻（昭和51年1月）前に、母親から社会人になったのだからちゃんとしなさいと言われ、A市役所の窓口で夫（当時は、婚約者）と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が事前に二人分の20歳から加入手続時点までの保険料額を計算し、当該窓口ではない別の場所で、未納とされていた2年分ぐらいを二人分一括で納付した。その保険料額は、私が思っていたより少なく、貯金を下ろして納付できる金額であったと思うが、それは、恐らく加入手続時点で私と夫は20歳になってから2年以上過ぎていたので申立期間前の保険料については納付することができず、48年11月以降の保険料を納付したからであると思う。遡って保険料を納付したのはこの一回のみである。

その後は、送付されてきた納付書を夫に渡し、金額は覚えていないが国民年金保険料をA市役所又はB金融機関若しくはC金融機関の窓口で夫が二人分を納付していた。しばらくして保険料の金額は少し上がったと思うが、引き続き納付書により納付していた。子供が生まれた昭和51年*月より後の同年秋頃からはC金融機関で口座振替を利用して保険料を納付しており、証拠となる領収書や預金通帳は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間に係る国民年金保険料納付についての口頭意見陳述において、i) 加入手続時に遡って保険料を納付した場所を、申立当初は「A市役所窓口」としていたものを、「A市役所の窓口ではない別の場所」に、ii) 加入手続時に遡って保険料を納付した金額を、申立当初は「二人分で20万円」としていたものを、「覚えていない」に、iii) 加入手続後の期間の定期的に納付していた月当たりの保険料額を、申立当初は「5,000円から7,000円ぐらい

まで」としていたものを、「覚えていない」に、それぞれ主張を変更しており、申立期間当時の記憶は必ずしも明確ではないと言わざるを得ない。

また、オンライン記録における申立人夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、A市において夫婦連番で、婚姻（昭和51年1月）後の59年8月頃に払い出されたものと推認され、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人夫婦の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に、申立人夫婦共に20歳（夫は47年*月、妻は同年*月）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人夫婦は、申立期間において国民年金に未加入であったことから、国民年金保険料を納付することはできず、当該加入手続時期においても、申立期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人夫婦に対して納付書が送付されたとは考え難く、納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述のとおり、申立人夫婦は、国民年金加入手続時に遡って国民年金保険料を納付した金額及び加入手続後の期間の定期的に納付していた月当たりの保険料額を、申立当初は「二人分で20万円」及び「5,000円から7,000円ぐらいまで」としていたものを、いずれも「覚えていない」と口頭意見陳述において変更している。オンライン記録によると、申立期間直後の昭和57年7月から58年12月までの保険料については、申立人夫婦共に59年10月以降、順次、過年度保険料として遡って納付されていることが確認できるところ、当該期間の二人分の保険料額の合計は、19万8,900円となる上、当該期間以後の月当たりの保険料額は、昭和57年度が5,220円、58年度が5,830円、59年度が6,220円及び60年度が6,740円となり、これらは申立人夫婦の当初の主張とおおむね一致していることから、口頭意見陳述前の申立人夫婦の記憶はこの頃の保険料納付に関するものであるとも考えられる。

加えて、申立人夫婦は、国民年金保険料については、子供が出生（昭和51年*月）した年の秋頃からC金融機関で口座振替を利用して納付していたところ、A市によると、口座振替による保険料の収納は、昭和54年度から開始されているとしていることから、申立人夫婦が記憶する時期からは、口座振替を利用して保険料を納付することができない。

その上、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立人夫婦に係る申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3813

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が20歳（昭和44年*月）の頃に、亡くなった母親が行い、国民年金保険料も私が婚姻（46年11月挙式）するまで納付してくれていたはずである。

婚姻後の昭和46年12月頃からの国民年金保険料は、私が夫の分と一緒にA市役所で毎月納付しており、夫の国民年金手帳によると、申立期間のうち、同年12月から47年3月までの保険料は、納付済みとされている。

現在、私は国民年金手帳を1冊しか所持しておらず、当初の国民年金手帳は無くしてしまったが、申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間のうち、婚姻前の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっていることから、申立人に係る国民年金加入手続及び婚姻前の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和47年5月又は同年6月頃にA市において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が初めて行われ、その手続の際に、申立人が20歳に到達した44年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時において、申立人は国民年金に未加入であったことから、母親及び申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、前述の国民年金加入手続時期（昭和47年5月又は同年6月頃）を基準とすると、申立期間のうち、44年9月から45年3月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人は遡って保険料を納付することはできなかつたものと考えられるほか、当該加入手続時期において、同年4月から47年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人は婚姻した当初に保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたことを見いだすことはできない。

加えて、申立人は、婚姻後の国民年金保険料については、自身が夫の分と一緒に納付しており、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの保険料については、夫は納付済みとされているのに自身の保険料は未納とされているのは納付できないとしている。しかしながら、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫については、婚姻前の44年2月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間当時において国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なること、ii) A市の国民年金被保険者名簿によると、夫については、申立期間を含む同年4月から48年9月までの保険料が、現年度保険料として、順次納付（44年7月から48年10月までの間に納付）されており、これらの納付日については、夫が婚姻前に同居していた夫の母親及び兄に係る保険料の納付日と全て一致していること、iii) 申立人及びその夫が現在所持する国民年金手帳の住所欄を見ると、申立人については、婚姻後の最初の住所地が記載され、その後、同年12月13日付けで婚姻後の2番目の住所地へ住所変更されているのに対し、夫については、この同年12月13日付けで夫が婚姻前に居住していた実家の住所地から婚姻後の2番目の住所地へ住所変更されていることが確認でき、婚姻後の最初の住所地へ転居した旨の住所変更の記載は無く、これらの住所変更については、同市の国民年金被保険者名簿においても同様の記載であることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人は、申立期間のうち、46年12月から47年3月までの保険料を夫の分と一緒に納付していたと推認することはできない。

その上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和47年度については、申立人に係る国民年金保険料の納付日が、いずれも夫の保険料の納付日とは異なり、その翌年度の48年度については、申立人に係る当該年度の1年分の保険料の納付日が、夫の当該年度の後半（昭和48年10月から49年3月まで）の保険料の納付日と同日（49年1月28日）であることが確認できる。このため、申立人が夫の分と一緒に保険料を納付したとする記憶は、婚姻後の2番目の住所地へ住所変更した後の、同年1月28日付けの納付以降の保険料納付に関するものであるとみられる。

このほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、母親及び

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。